

VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース

週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等について、当該週所定労働時間を30時間以上に延長した事業主に対して助成するものであり、社会保険適用を受けることのできる労働条件の確保を通じた短時間労働者のキャリアアップを目的としています。

対象となる措置

本助成金（コース）は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、ガイドライン（※1）に沿って、1の対象労働者に対して2と3の措置を実施した場合に受給することができます。

※1 ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/dl/gaidelines.pdf

1 対象労働者

本助成金（コース）における「対象労働者」は、申請事業主が雇用する次の（1）～（3）のすべてに該当する労働者です。なお、有期契約労働者であるか無期雇用労働者（※2）であるかは問いません。

※2 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給又は昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇）を受けていない労働者

- （1）週所定労働時間が25時間未満の労働者であること
 - （2）週所定労働時間が25時間未満の労働者として雇用された期間が6か月以上であること
 - （3）下記3によって週所定労働時間が30時間以上に延長された日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用を受ける労働者でなかったこと
- #### 2 キャリアアップ管理者の配置・キャリアアップ計画の認定
- ガイドラインに沿って、事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置するとともに、「キャリアアップ計画」を作成して、それについて管轄の労働局長の認定を受けたこと
- #### 3 短時間労働者の週所定時間の延長
- 2のキャリアアップ計画に基づき、対象労働者の週所定労働時間延長を次の（1）～（4）のすべてを満たして実施したこと
- （1）対象労働者の週所定労働時間を30時間以上に延長したこと
 - （2）（1）の延長後、6か月以上経過したこと
 - （3）（1）の延長した日以降の期間について、当該対象労働者について社会保険の適用をしたこと
 - （4）（1）の延長の際、週所定労働時間および社会保険加入状況を明確にした「労働条件通知書」または「雇用契約書」を作成し当該対象労働者に交付したこと

対象となる事業主

本助成金（コース）を受給する事業主は、次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- 1 「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～8ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないこと
そのうち特に次の点に留意してください。

- (1) 上記「対象となる措置」に示す措置を受ける対象労働者（以下「支給対象者」という）の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）、およびその措置の状況を明らかにする書類等を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること
- 2 社会保険適用事業所の事業主であること

支給額

- 1 本助成金（コース）の支給額は、支給対象者1人当たり10万円（7万5,000円）です。

注（ ）内は中小企業以外の額（中小企業事業主の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照）

- 2 Vの「短時間正社員コース」の人数と合計し、1年度1事業所あたり10人までを上限とします。

受給手続

本助成金（コース）を受給しようとする事業主は、次の1～2の順に手続きをしてください。

- 1 キャリアアップ計画の認定申請

ガイドラインに沿ってキャリアアップ計画（※3）を作成し、労働時間延長を実施する前に、必要な書類を添えて（※4）、管轄の労働局（※5）に提出し、管轄の労働局長の認定を受けてください。

※3 本計画は、3年～5年程度の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載します。

※4 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※5 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

- 2 支給申請

基準日（労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日）の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」に必要な書類を添えて（※4）、管轄の労働局（※5）へ支給申請してください。

利用にあたっての注意点

本助成金（コース）の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Fにご留意ください。

本助成金（コース）の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。